

公的年金等

第1号被保険者：自営業の人たちなど。

第2号被保険者：厚生年金や共済組合等に加入している会社員など。

第3号被保険者：2号被保険者の配偶者など。

老齢基礎年金等

.....65歳になったときに国から貰える年金。

①老齢基礎年金受給期間

保険料納付期間 + 保険料免除期間 + 合算対象期間 \geq 10年

②付加年金額（1号だけが入れられる年金。月額400円）

200円 \times 付加保険料納付月数

③年金繰り上げ受給の減額率

$0.5 \times$ 繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数
(60歳まで繰り上げると年金が最大30%減)

④年金繰下げ受給の増額率。60か月が繰下げの上限。

$0.7\% \times$ 65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数
(70歳まで繰り下げると年金が最大42%増)

社会保険

老齢基礎年金等

●健康保険の保険料

(標準報酬月額と標準賞与額) \times 保険料率

●傷病手当額

支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均 \div 30日 \times 2/3

●出産手当金額

支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均 \div 30日 \times 2/3

老齢基礎年金等

●基本手当総額

基本手当日額 \times 所定給付日数
(賃金日額の50%~80% = 基本手当日額)

●高年齢求職者給付金額

基本手当日額の30日分または50日分に相当する額

●高年齢雇用継続給付金

- ・60歳以上~65歳未満の各月の賃金が60歳時点での賃金の60%以下に低下した場合の給付額
⇒61%以下に低下した各月の賃金額 \times 15%
- ・60歳以上~65歳未満の各月の賃金が61%超75%未満に低下した場合の給付額
⇒支給率は15%から一定の割合で減る。

●育児休業給付額

= 原則、休養開始時賃金日額の50%相当額
(育児休業の開始から6か月までは67%相当)

●介護休業給付額

= 原則、休業開始時賃金日額 \times 67%